

青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 4 月 1 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税の寄付金控除の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「においては、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄付金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄付金」に改め、同条第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項」に改める。

付則第 7 条の 4 中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号」に改める。

付則第 9 条の見出し中「寄付金控除額」を「寄付金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄付金」を「第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄付金」に、「地方団体に対する寄付金」を「特例控除対象寄付金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事または市町村もしくは特別区の長（次項および第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項および第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第9条の2中「地方団体に対する寄付金」を「特例控除対象寄付金」に、「においては」を「には」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の青梅市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7ならびに付則第7条の4および第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項および付則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金または同条第1項第1号に掲げる寄付金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
付則第9条の2	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付または青梅市市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第 号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の青梅市市税条例付則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の

納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄付金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金については、なお従前の例による。

青梅市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行に伴い、個人市民税の寄付金控除の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

寄付金税額控除における特例控除額の特例（第34条の7・付則第7条の4・付則第9条・付則第9条の2関係）

ふるさと納税の特例控除の対象となる基準に適合する地方団体を、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いた上で指定することとし、指定対象外とされた地方団体にあつては、ふるさと納税の対象外とする。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年6月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定について、適用年度等に関する経過措置を置く。

りなかったものとみなされる場合を除く。)には____、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

りなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の青梅市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7ならびに付則第7条の4および第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項および付則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第34条の7第1項</u>	<u>特例控除対象寄付金</u>	<u>特例控除対象寄付金</u> <u>または同条第1項第</u> <u>1号に掲げる寄付金</u> <u>(平成31年6月1日</u> <u>前に支出したものに</u> <u>限る。)</u>
<u>付則第9条の2</u>	<u>特例控除対象寄付金</u>	<u>特例控除対象寄付金</u> <u>または法第314条の</u> <u>7第1項第1号に掲</u> <u>げる寄付金(平成31</u> <u>年6月1日前に支出</u> <u>したものに限る。)</u>

送付	送付または青梅市市 税条例の一部を改正 する条例（平成31年 条例第 号）付則第 2条第4項の規定に よりなお従前の例に よることとされる改 正前の青梅市市税条 例付則第9条第3項 の規定による同条第 1項に規定する申告 特例通知書の送付
----	--

4 新条例付則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄付金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金については、なお従前の例による。